

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり防犯リーフレット作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議では、「安全・安心な滋賀」を目指し、各関係機関や地域の方々と協働しながら犯罪抑止施策を推進しています。

近年、県内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、今後も継続して県民の皆様に自ら身近な防犯へ取り組んでいただくように「4つのかける運動」（「気にかける」「鍵をかける」「声をかける」「呼びかける」）を周知し、関係機関や地域の皆さん等と連携、協力しながら効果的な防犯活動を推進して、広く県民の皆様に対する防犯活動への理解や防犯意識の高揚を促すためのリーフレットを作成するものです。

2 事業内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務の名称 | ：「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり防犯リーフレット作成業務 |
| (2) 業務の内容 | ：防犯リーフレットの作成・印刷 |
| (3) 契約期間 | ：契約締結日から令和8年3月13日（金）までとします。 |
| (4) 予定価格 | ：312,000円（消費税および地方消費税を含む） |
| (5) 業務の仕様 | ：「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり防犯リーフレット作成業務委託
仕様書のとおり |

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- （1）地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- （2）滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）滋賀県物品関係入札参加停止基準、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （4）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類「役務」、中分類「デザイン」

【地域ブロック】

県内事業者

※ なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがあります。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 ☎520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

4 質問および回答の方法等

- (1) 方 法 : 質問票（様式2）により、「9問合せ先」へ電子メールまたはFAXで提出してください。
※ なお、質問票を送信した旨、必ず電話で連絡をしてください。
※ 電話または口頭による問合せは受け付けません。
- (2) 受付期限 : 令和8年1月16日（金）17時まで
- (3) 回 答 : 質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、滋賀県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載します。
県民活動生活課HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutu/>)
- (4) 回答期日 : 令和8年1月21日（水曜日）17時を目途に回答します。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
参加申込書（様式1）を提出してください。
- (2) 提出期限
令和8年1月26日（月）17時まで
- (3) 提出方法
・電子メールまたはFAXにより受け付けます。
・令和8年1月26日（月）の17時までに到着したものに限り受け付けます。
※ なお、申込書を送付した旨、必ず電話で連絡をしてください。
- (4) 提出場所
下記の9に示す「問合せ先」に同じです。

6 リーフレットデザイン等の提出

リーフレットデザインは1者につき、1提案とします。

- (1) 提出書類
ア リーフレットデザイン
【体裁および部数】
リーフレット A4判 カラー2つ折り仕様 6部
イ 概算見積書
【作成上の留意事項】
(ア) 概算見積書には、委託仕様書を基に、着手から納品に要する経費とその内訳（デザイン費、データ製作費、印刷費、納品送料など）を明記してください。
(イ) 消費税および地方消費税を含みます。（税額を明示してください）
(ウ) 見積書には、事業所名、所在地住所、代表者氏名を記載してください。
- (2) 提出期限
令和8年2月6日（金）17時まで
- (3) 提出方法
持参または簡易書留郵便による郵送
・郵送の場合は、令和8年2月6日（金）の17時までに到着したものに限り受け付けます。
なお、郵送した旨、必ず電話で連絡をしてください。
- (4) 提出場所
下記の9に示す「問合せ先」に同じです。

7 審査および契約予定者の決定方法

審査方法

提出書類（上記6（1）のア、イ）に基づき、当課に設置された審査会（委員5名）により書類審査を行います。

審査項目はキャッチコピーの表現、デザイン等とし、総合点が最も高いものを委託予定者としますが、最高得点の同じ者が複数あった場合は、最も見積価格が低い者を契約予定者とします。ただし、総合点において満点の5割未満の場合は契約予定者としません。

審査の結果については、参加者あて書面にて通知します。

※審査会はリーフレットデザイン案等提出期限後10日以内に実施し、審査結果は、審査会開催日後5日以内に通知します。

評価項目	着眼点	配点
キャッチコピーの表現	・感性に強く訴えかけるものになっているか。 ・人目を惹くものとなっているか。	10点
デザイン レイアウト	・見やすく、親しみやすいレイアウトとなっているか。 ・興味を持てるデザイン、レイアウトであるか。	9点
アイデア	・訴えたい内容をうまく伝えられているか。 ・多くの人に啓発が期待できるものか。	9点
配色	・見やすい文字、色づかいとなっているか。 ・色彩がバランスよく使われているか。	8点
見積額	・見積額は適正であるか。 ・仕様書の内容が見積内容に含まれているか。	4点

計40点

8 その他

- (1) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (2) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合および虚偽の記載をした場合は、失格となる場合があります。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しません。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外に使用することはありません。
- (4) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- (5) 既成のイラスト等を使用する場合には、企画提案だけでなく製作にかかる許可、使用承諾をとってください。
なお、許可、使用承諾などにかかる一切の費用は、参加者の負担とします。
- (6) 採用した場合でも、本業務の目的達成のために、製作過程において両者協議の上、その内容を変更する場合があります。

9 問合せ先

滋賀県総合企画部県民活動生活課消費生活・安全なまちづくり係 担当：岡田・森

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3414 / FAX 077-528-4840

e-mail bohan@pref.shiga.lg.jp